

「りそなデビットカード(Visa)」に関するお問合せ

りそなキャッシュレスデスク

【国内からご利用の場合】

0120-45-3710

【海外からご利用の場合】

+81-50-3802-0463 通話料有料

自動音声に沿って、操作してください。

※お問合せは、平日9時～19時、土日祝日9時～17時とさせていただきます。
※年末年始、ゴールデンウィークにつきましては、受付時間が異なる場合があります。
※時間帯やお取引内容により、一部お取扱いができない場合があります。
※プッシュ回線またはプッシュ音の発信可能な電話機からご利用ください。



りそな デビットカード(Visa)

ご利用ガイドブック

普段のお買い物でもATMでも、 いつでもどこでも、 まるで現金のように使えるカード。

りそなデビットカード(Visa)でできること



お店でお買い物

P11



海外で使う

P12



ネットショッピングで使う

P14



海外のATMで現地通貨を引出す

P15



利用内容を確認する

P9



利用限度額を設定する

P7

CONTENTS

1	「りそなデビットカード(Visa)」について	3
	■カードのご利用の前に	3
	■カードの特徴	5
	■便利・安心なサービス	7
	■ご注意事項	9
2	「りそなデビットカード(Visa)」のご利用について	11
	■ショッピングで利用する(国内・海外)	11
	■Visaのタッチ決済について	13
	■ネットショッピングで利用する	14
3	海外ATMでのご利用について	15
	■現地通貨お引出しサービス	15
	■海外のATM・海外ATM操作方法	16
4	Q&A	17
	■ご利用について	17
	■お手続きについて	18
5	各種お問合せ先	19
6	各種規定	21

1 「リそなデビットカード(Visa)」について

■カードのご利用の前に

①カードのお名前を確認する

お申込み時にご登録いただいたご自身のローマ字氏名の確認をお願いいたします。

オモテ

リそなデビットカード(Visa)

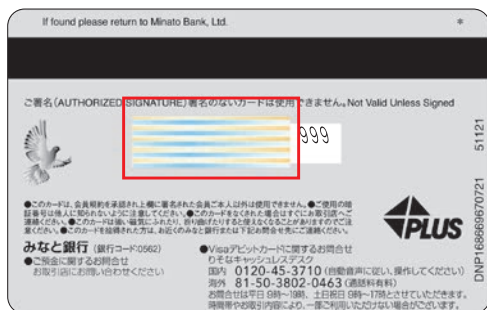


②カードにサインをする

カード裏面のご署名欄に、ご自身のサインをしてください。

ウラ

リそなデビットカード(Visa)



カードの裏には、サインが必要です。
必ず自筆でのサインをお願いします。

サインは、日本語・ローマ字どちらでも世界中で通用します。ご本人のサインのないカードはご利用いただけません。紛失・盗難等で第三者にVisaデビットを不正使用された場合の損害額が補償されません。思わぬトラブルから身を守るためにも、カードの裏面には必ずサインをしてください。なお、なぞりや訂正のあるサインは、加盟店等でご利用いただけない場合がありますので、書き損じ等にご注意ください。

③みなとdeグループアプリをセットアップする(スマートフォンをお持ちの方)

みなとdeグループアプリを使って安心・簡単・便利にデビットカードをご利用いただけます。

【みなとdeグループアプリの登録】

- Google PlayアプリまたはApp Storeアプリから「みなとdeグループ」で検索し、ダウンロードしてください。(アプリは無料でダウンロードができます。)
- アプリダウンロード後、画面にしたがって必要な情報を入力しセットアップを行ってください。

こちらからダウンロード



1. キャッシュカード情報を登録
2. 利用設定
3. 初期設定完了!

【みなとdeグループアプリで利用可能なリそなデビットカード(Visa)に関する機能】

- 利用可能額・利用明細の確認
- 口座残高の確認
- 利用限度額の変更
- Visaデビット一時利用停止の登録/解除

※海外ATM現地通貨引出は一時利用停止を初期設定済です。ご利用時には、みなとdeグループアプリで解除が必要になりますのでご注意ください。

操作設定方法の詳細はP7をご確認ください。

マイページ画面



(アプリイメージ)

ご利用明細画面



(アプリイメージ)

【みなとdeグループアプリに関するご注意事項】

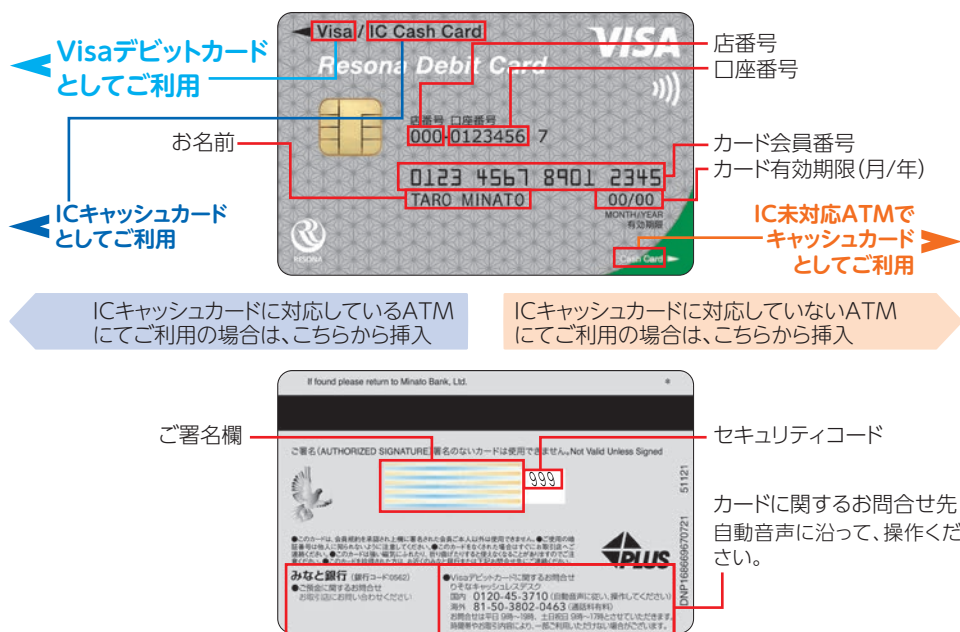
- 当社のキャッシュカードをお持ちの個人のお客さまがご利用いただけます。
※事業・団体などでお使いの口座にはご利用いただけません。
- スマートフォン1端末につき、普通預金1口座のみご利用いただけます。
- 詳しくは、当社ホームページをご確認ください。

■カードの特徴

りそなデビットカード(Visa)

機能

●ICキャッシュカード ●Visaデビットカード



⚠️ ご利用内容によりカードの挿入方向が異なります。お間違いないようにご利用ください。

*一部の提携金融機関ATM・CDでは、ICキャッシュカード(または磁気ストライプカード取引)のご利用ができない場合がありますのでご注意ください。

	りそなデビットカード(Visa)
年会費	無料
特典	毎月のショッピング利用金額合計1,000円(税込)につき、0.25%相当額をキャッシュバックいたします。
カードの有効期限	カードの有効期限は5年間です。

Visaのタッチ決済とは?



Visaのタッチ決済とは、左記のマークのあるVisa加盟店で「ピッ」とかざすだけでお支払いが完了する、よりスピーディーな支払い方です*。

* 一定金額(1万円)を超えるお支払いは、カードを挿し暗証番号を入力か、サインが必要となります。

詳細はP13をご確認ください。

●りそなデビットカード(Visa)と一般的なクレジットカードの違い

	りそなデビットカード(Visa)	一般的なクレジットカード
お支払方法	即時払い	後払い
お支払回数	1回払い	1回払い、分割払い、リボ払い、ボーナス払い
ご利用限度額	口座残高範囲内かつ設定済の利用限度額の範囲内	発行会社が設定する利用限度額
お申込条件	みなとプレミアム普通預金口座を保有する15歳以上の個人の方	18歳以上
ご利用加盟店	・国内外加盟店(ネットショッピングも可) ・国内・海外の提携店舗・サービス ・「Visa」あるいは「PLUS」マークのある海外ATM	・国内外加盟店(ネットショッピングも可) ・国内・海外の提携店舗・サービス ・海外ATM
補償・保険	ショッピング保険(海外のみ) 不正利用補償	カード会社により異なります。 例) カード紛失・盗難補償 ショッピング保険 国内旅行傷害保険 海外旅行傷害保険

※一部、ご利用になれない加盟店があります。(ガソリンスタンド・高速道路・FX取引・飛行機の機内販売サービス等)

詳しくは当社ホームページをご覧ください。

※お受取りまで1カ月を超えるお支払い(予約商品や旅行予約等)にはクレジットカードのご利用をお勧めいたします。

■ 便利・安心なサービス

● 利用限度額変更・一時利用停止/解除 みなとdeグループアプリ

利用限度額や一時利用停止・解除をご自身で設定することが可能です。普段はいつも使う範囲の限度額に設定し、高額のお買い物をするときや旅行時に、ご自身でご利用限度額を上げることができます。利用限度額変更、一時利用停止・解除の設定方法については当社ホームページをご確認ください。

※海外ATM現地通貨引出は一時利用停止を初期設定済です。ご利用時にはみなとdeグループアプリで解除が必要となりますのでご注意ください。

【初期設定】

	1回	1日	1ヵ月
ショッピング(国内・海外)	50万円	50万円	100万円
海外ATM現地通貨引出※	10万円	10万円	30万円

※一時利用停止を初期設定済

<利用限度額の変更可能額>

	1回	1日	1ヵ月
ショッピング(国内・海外)	1,000円～200万円	1,000円～200万円	1,000円～1,000万円
海外ATM現地通貨引出	1,000円～ 30万円	1,000円～ 30万円	1,000円～ 100万円

デビットカード 利用限度額の変更	
国内・海外ショッピング利用	
1ヶ月	1,000,000 円
1日	500,000 円
1回	500,000 円
海外ATM利用	
1ヶ月	300,000 円
1日	100,000 円
1回	100,000 円

(アプリイメージ)

● Visa Secure みなとdeグループアプリ

Visa Secure参加加盟店でネットショッピングを行う際、カード情報(カード番号・有効期限など)と併せて、専用のパスワードを入力することで、第三者によるカード不正利用を防止するサービスです。

なお、リそなデビットカード(Visa)はVisa Secureが自動的に登録されておりますので、カード発行後にパスワードとパーソナルメッセージ※の登録が必要です。

※パーソナルメッセージとは、Visa Secureを利用してネットショッピングをする際に、お客さまがパスワードを入力する画面に表示される認証用の合言葉です。お支払いの際Visa Secureのパスワード入力画面に表示されていることを確認いただければ、安心してネットショッピングを楽しんでいただけます。



(アプリイメージ)

【みなとdeグループアプリでの設定操作方法】

設 定 操 作	TOP画面の右下の「マイページ」をタップ
利 用 限 度 額	設定から「デビットカード利用限度額の変更」をタップ ⇒利用限度額登録
一時利用停止・解除	設定から「デビットカードの利用設定」をタップ ⇒一時利用停止・解除を登録
Visa Secure	設定から「Visa Secureの設定/変更」をタップ ⇒パスワード等を登録

● WEB明細還元サービス みなとdeグループアプリ

リそなデビットカード(Visa)のご利用明細をご確認いただけます。



(アプリイメージ)

● メール通知サービス みなとdeグループアプリ

ショッピングをご利用いただいた際に、「みなとdeグループアプリ」にご登録いただいているメールアドレスに、ご利用確認メールをお送りいたします。また、みなとdeグループアプリご利用の場合プッシュ通知をお送りいたします。

● 不正利用補償

盗難・偽造カード等が第三者によって不正に利用された場合、発生した損害について年間150万円を限度に補償いたします。

*お客さまの故意または過失による損害等、補償できない場合があります。

● ショッピング保険(海外のみ)

本カードを利用して海外でご購入された品物の破損・盗難などの損害について、年間50万円を限度に、購入日より90日間補償いたします。(自己負担額5,000円/1事故あたり)

■ ご注意事項

当社にみなとプレミアム普通預金口座をお持ちの15歳以上の個人のお客さまがご利用いただけます。

● ご利用加盟店について

一部、ご利用になれない加盟店があります。(高速道路、ガソリンスタンド等)詳しくは、当社ホームページにてお知らせしております。

● お引落しについて

一部加盟店のご利用分は、即時お引落としにならない場合があります。また、加盟店の売上処理の都合等により、お引落しに1ヵ月ほどかかる場合があります。

● 利用限度額について

みなとプレミアム普通預金残高かつ設定済の利用限度額の範囲内となります。加盟店の事情等により、お引落しが利用日より遅れる場合の取引額は上記限度額に含まれません。月曜日～土曜日の23時30分～翌0時20分頃、日曜日の20時30分～翌7時20分頃の時間帯は、みなとプレミアム普通預金残高(一定時間前の残高)またはご利用限度額のいずれか少ない額を限度としてサービスを提供します。

● WEB明細還元サービス

ご利用加盟店をご確認いただけます。また、加盟店の売上処理の都合等により、還元されるタイミングは異なります。

● メール通知サービス

メール通知サービスはみなとdeグループアプリをセットアップいただいた方を対象にサービスを提供いたします。

加盟店の売上処理の都合等により、ご利用日からメール通知が遅れる場合があります。月曜日～土曜日の23時30分～翌0時20分頃、日曜日の20時30分～翌7時20分頃の時間帯に取引された場合、メール通知は、月曜日～土曜日は翌0時20分、日曜日は翌7時20分以降に順次送信されます。

以下のドメインから送信されますので、メール受信についてドメイン指定をされている場合は、下記ドメインの追加をお願いいたします。

staff@debit.minatobk.co.jp

● 海外でのご利用について

海外でのショッピングについては、ご利用代金の2.5%の事務手数料をお支払いいただきます。海外ATMご利用の際には、ATM設置機関所定の自動機手数料およびご利用代金の2.5%の事務手数料をお支払いいただきます。カードローン・総合口座貸越のご利用を伴う、海外ATMのお引出しはできません。

2 「リそなデビットカード(Visa)」のご利用について

■ショッピングで利用する(国内・海外)

1 お支払いの際、リそなデビットカード(Visa)を提示

「Visaカードで」とお伝えください。*

お支払い回数を聞かれた場合は「1回で」とお伝えください。

*日本国内ではリそなデビットカード(Visa)は、Jデビットと認識される可能性があるため、お支払いの際は「Visaカードで」とお伝えください。

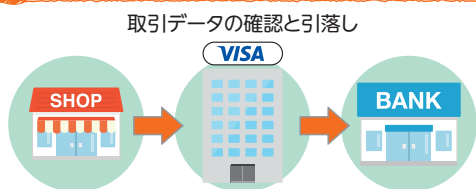
2 リそなデビットカード(Visa)暗証番号*を入力、サインまたはVisaのタッチ決済をする



*キャッシュカードの暗証番号ではございませんので、ご注意ください。

Visaのタッチ決済の詳細はP13をご確認ください。

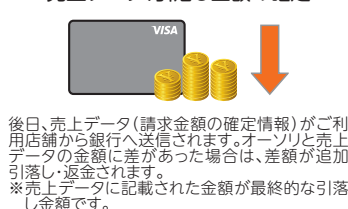
3 取引データの確認と引落し



利用データ(オーソリ)がご利用店舗から銀行に送信されます。
内容に問題がなければ、お客さまの口座より利用金額が引落しされます。

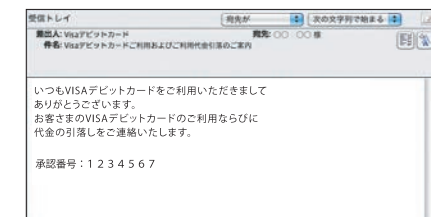
ご利用店舗から銀行へ利用データ(オーソリ)が到着後、45日後までに売上データが送られてこない場合は、一旦お客さまの口座へ返金いたします。

売上データ、引落し金額の確定



4 ご利用明細を確認

みなとdeグループアプリをご利用いただいている場合は、ご利用の都度、ご登録のメールアドレスにお知らせメールとプッシュ通知が届きます。



(イメージ)

みなとdeグループアプリからご利用明細をご確認ください。



(アプリイメージ)

●海外でご利用時のご注意事項

海外でのご利用については、ご利用時の為替レートでいったん引落としします。後日ご利用店舗からの売上データが到着した時に、ご利用時からの為替変動による差額の引落とし、または入金を行います。なお、ご利用代金の2.5%の事務手数料がかかります。

例1 為替の変動により後日ご請求が発生するケース

海外の加盟店で利用
ショッピング代金: \$100



*円高になった場合には、差額を入金いたします。

	加盟店	当 社	お客さまの決済口座
ご利用当日	利用データを送信 利用データ: \$100	利用データを受信 利用データ: \$100 為替レート: \$1=100円⇒\$100×100円=10,000円	利用金額を引落し 引落金額: 10,000円
後日	後日、売上データを送信 売上データ: \$100	売上データを受信 売上データ: \$100 為替レート: \$1=110円(10円の円安)⇒\$100×110円=11,000円 (1,000円の差額が発生)	利用データと売上データの差額を引落し 差額引落金額: 1,000円

例2 ショッピング代金の変更により後日ご請求が発生するケース

海外のレストランで利用
利用代金: \$100

レシートにサインとチップの金額を記入して会計をする
チップ金額: \$15



	加盟店	当 社	お客さまの決済口座
ご利用当日	利用データを送信 利用データ: \$100	利用データを受信 利用データ: \$100 為替レート: \$1=100円⇒\$100×100円=10,000円	利用金額を引落し 引落金額: 10,000円
後日	後日、売上データを送信 売上データ: 利用代金+チップ金額⇒\$100+\$15=\$115	売上データを受信 売上データ: \$115 為替レート: \$1=100円(為替変更なし)⇒\$115×100円=11,500円 (1,500円の差額が発生)	利用データと売上データの差額を引落し 差額引落金額: 1,500円

■Visaのタッチ決済について

店舗やレジにタッチ決済対応マークのあるVisa加盟店で、「ピッ!」とタッチ、またはかざすだけ。サインや暗証番号は不要。

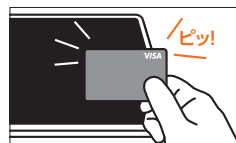
1 対応マークがあるVisa加盟店で

店頭やレジにタッチ決済対応マークのある国内および海外のVisa加盟店でお使いいただけます。



2 カードを「ピッ!」とかざすだけ

お支払いの際に、「Visaで!」とお伝えください。リーダーのライトが光ったら、後はかざすだけ。



3 お支払い完了

「ピッ!」という音がしたら、お支払いは完了。サインや暗証番号は不要です*。いつものお買い物よりスピーディーになるので、好きなことにもっと時間を使えます。

*一定金額(1万円)を超えるお支払いは、カードを挿し暗証番号を入力か、サインが必要となります。



●ご利用可能な店舗

Visaのタッチ決済をご利用可能な店舗は、国内でも続々と拡大中。世界71の国と地域における以下の対応マークのあるVisa加盟店でお使いいただけます。



■ネットショッピングで利用する

1 支払い方法を選択する

ショッピングサイトのお支払い方法で「クレジットカード」を選択してください。決済ブランドを選ぶ場合は「Visa」を選択してください。

*「デビットカード」の選択肢がある場合は「デビットカード」を選択してください。

2 必要情報を入力する

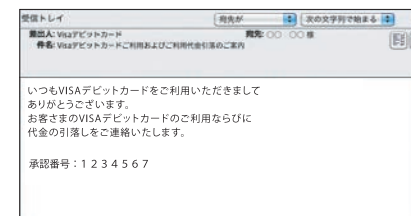
ショッピングサイトの案内に従い、必要情報をご入力ください。

*Visa Secure参加加盟店の場合、認証画面に進みます。

Visa Secureの詳細はP8をご確認ください。

3 ご利用明細を確認

みなとdeグループアプリをご利用いただいている場合は、ご利用の都度、ご登録のメールアドレスにお知らせメールとプッシュ通知が届きます。



(イメージ)

みなとdeグループアプリからご利用明細をご確認ください。



(アプリイメージ)

3 海外ATMでのご利用について

■現地通貨お引出しサービス

りそなデビットカード(Visa)で、世界200以上の国・地域にある260万台以上の「Visa」あるいは「PLUS」マークのついたATMから、現地通貨で預金が引出せます。ご利用可能なATMは銀行だけではなく、主要な国際空港やショッピングセンターなどにも設置されています。以下のマークを目印にご利用ください。



- 海外ATM現地通貨お引出しサービスは、一時利用停止を初期設定済です。ご利用時にはみなとdeグループアプリで解除が必要となりますのでご注意ください。

詳細はP7をご確認ください。

- りそなデビットカード(Visa)用の暗証番号をご確認ください

暗証番号*を一定回数以上誤入力されますとロックがかかり、Visaデビットがご利用できなくなります。ロックがかかった場合は再発行となります。

※キャッシュカードの暗証番号とは異なります

- 海外渡航前に、必ず口座の残高をご確認ください

利用金額は即時決済されますので、残高が不足しますとご利用いただけません。

- ご利用の目的は限定されます

海外における預金のお引出しの目的は、外国為替及び外国貿易法、およびその関連法律上の許可または届け出を要しない範囲の滞在費等に限定されます。*

※現地での宿泊費、交通費、食事代、身の回りの品、土産物の購入費、学費、医療費等

- ATMお引出し手数料

一部ATMにおいて、現地金融機関の所定の使用料がかかる場合があります。

詳しくは現地金融機関にてご確認ください。

- 換算レートについて

海外でのご利用代金は、外貨額をVisaの決済センターにおいて決済された時点での、Visaの指定するレートに、当社が海外取引に関する事務手数料として2.5%を加えたレートで円貨に換算します。なお、レートについては、当社ではお答えできません。

■海外のATM

ご利用可能な海外ATMは下記の方法にて検索ができます。

- 海外ATMロケーター(Visa社)

利用可能なATMをインターネットで検索できます。

Visa 海外ATM 検索

https://www.visa.co.jp/travel-with-visa/atm_info.html

(ページ下部にATM設置場所が記載されています)



■海外ATMの操作方法

- 海外ATMの操作方法については、下記にてご確認ください。

Visa 海外ATM使い方ガイド 検索

https://www.visa.co.jp/travel-with-visa/atm_info.html



- 地域によっては一部利用出来ないATMがございます。
- 夜間のご利用や、混雑している路面ATMのご利用は避け、なるべく空港や金融機関に設置されているATMをご利用ください。
- 国や機種によってATMの操作方法・画面表示が異なります。
- ATM・CDの機種により、一度にお引出しいただける上限金額が異なります。
- ご利用限度額が本カードと現地金融機関で異なる場合は現地金融機関の限度額が優先されます。
- カードが吸い込まれたり、現金が出てこない場合はただちに現地金融機関の係員に状況説明と、返還・返金交渉をしてください。ご帰国されてからでは解決が難しいです。
例) The machine has taken my card. Can I get it back?
- 海外でカードをなくされた場合「緊急カード」を発行できます。

詳細はP19をご確認ください。

■ご利用について

Q1 お店で使うときはどのように伝えたらよいのか？

- A** 「Visaカードで(お願いします。)」とお伝えください。
 ⚠️「デビットカードで」と伝えたとJ-デビットと間違えられる場合があります。

Q2 お支払方法は？ お支払回数は？ と聞かれたら…

- A** 「1回払いで(お願いします。)」とお伝えください。

Q3 「このカードは使えません」と言われたのですが…

- A** 以下の原因が考えられます。
- ①残高不足 ▶ ご指定のみなとプレミアム普通預金口座にご入金ください。
 - ②限度額オーバー・一時利用停止 ▶ ご利用限度額・一時利用停止の状況は、みなとdeグループアプリでご確認ください。
 *①②については、利用できなかった際、メール通知サービスでお知らせいたします。
 - ③利用不可店舗 ▶ 一部、ご利用いただけない加盟店があります。
 詳しくは、当社ホームページにてお知らせしております。
 - ④その他 ▶ 暗証番号相違・有効期限切れ・カードの接触不良・カード端末のエラーなどが考えられます。

Q4 取消・返品をしたいが…

- A** 銀行では取消・返品のお手続きは承っておりません。
 取消・返品の手続きは、加盟店にお伝えください。
 加盟店の処理方法等によって、返金にお時間がかかる場合があります。

Q5 実際の金額と違う金額の引落しがされた…

- A** 加盟店の売上処理の都合等により、お引落しが分割される場合等がありますが、お引落しの合計額はご利用金額と一致します。

Q6 利用した覚えがないのに、引落しされた…

- A** 以下の原因が考えられます。
- ①一部の加盟店での処理方法等により、一時的にご利用代金が二重でお引落しされる場合があります。
 なお、代金につきましては加盟店からのご利用に関する確定データが到着次第、ご返金となります。
 - ②商品等ご購入後に取消、返品等をされた場合、一部の加盟店の処理方法により、後日再度お引落しとご返金がかかる場合があります。なお、再返金には、再引落しよりお時間(2週間～1ヵ月程度)がかかる場合があります。
 *①②いずれの場合も、再引落し時に残高が不足している場合、メール通知サービスでお知らせいたします。
 *その他、ご不明な点等は大変お手数をお掛けしますが、りそなキャッシュレスデスクまでご連絡をお願いいたします。

Q7 利用したけど、即時引落しにならない。

- A** 一部加盟店のご利用分は、当該加盟店側の都合により即時の引落しとならず、後日当社に届く売上情報(確定データ)に基づいて引落しとなる場合があります。その際、口座残高が請求金額に満たない場合は、未清算となりますので、口座残高の管理はお客様ご自身でお願いいたします。
【ご注意事項】
 ●一定期間ご入金がない場合、りそなデビットカード(Visa)が契約解除となる場合があります。

■お手続きについて

Q8 カードを紛失した。

- A** 至急、当社までご連絡ください。ご連絡先についてはP19「カードの紛失・盗難のご連絡」をご確認ください。

Q9 りそなデビットカード(Visa)の暗証番号を忘れた／変更したい。

- A** カード再発行となりますので、お近くの支店または当社窓口にてお手続きが必要となります。

Q10 名義を変更したい。

- A** お近くの支店または当社窓口にてお手続きが必要となります。

Q11 りそなデビットカード(Visa)を解約したい。

- A** りそなデビットカード(Visa)の解約は当社窓口へ書面での届出が必要となります。

5 各種お問合せ先

■各種お問合せ先

●「りそなデビットカード(Visa)」に関するお問合せ

りそなキャッシュレスデスク

国内 0120-45-3710

海外 +81-50-3802-0463 通話料有料

りそなキャッシュレスデスクについてのご注意事項

- 自動音声に沿って、操作してください。
- お問合せは、平日9時～19時、土日祝日9時～17時とさせていただきます。
- 年末年始、ゴールデンウィークにつきましては、受付時間が異なる場合があります。
- 時間帯やお取引内容により、一部お取り扱いができない場合があります。
- プッシュ回線またはプッシュ音の発信可能な電話機からご利用ください。

●カードの紛失・盗難のご連絡

お取引店またはお近くの支店にお電話で至急ご連絡ください。
平日夜間・休日の紛失・盗難時のお届出は下記までご連絡ください。

ATMサービスセンター

国内 0120-3710-99

海外 +81-3-5617-6826 通話料有料

海外でカードをなくされた場合

「緊急カード」を発行できます。
発行については上記のりそなキャッシュレスデスクへご連絡ください。

- 緊急カードの受取場所には制限があります。
また、地域によってはカードの受取りまでに時間がかかる場合があります(通常は2～3日程度)。
- 緊急カードの発行には、22,000円(税込)*の手数料がかかります。
※消費税はその時点の税率に基づきます。
- 緊急カードで現地通貨お引出しをご利用いただけます。

●ショッピング保険に関するお問合せ

損害保険ジャパン株式会社

0120-727-110

24時間/年中無休

- 海外からはご連絡できませんので、ご注意ください。
- 海外で事故にあわれた際には、帰国後、日本国内からご連絡をお願いします。

りそなVisaデビットカード規定(みなと銀行)

1. (会 員)

- (1) 株式会社みなと銀行（以下「当社」といいます。）にみなとプレミアム普通預金口座（以下「預金口座」といいます。）を開設し、本規定を承認の上、当社が運営するVisaデビットカード取引システム（以下「カードシステム」といいます。）への入会を申し込まれた方で、当社が入会を承認した方を会員とします。

(2) 会員と当社
2. (適用範囲)

- (1) 本規定において「Visaデビットカード取引」とは、会員がカードシステムの決済口座として預金口座を設定したうえ、次の各号に定める加盟店（デビット加盟店ではありせん）の店舗（インターネット上の仮想店舗を含む）、ATM・CD（以下「利用店舗等」といいます。）において、会員が商品を購入または役務の提供を受けること（なお、③については、海外のATMからの引き出しも含む。以下「売買取引等」といいます。）に伴い、会員に発生する債務（以下「売買取引等債務」といいます。）を、預金口座から引落し、当社から下記の「国際提携組織」を通して同債務を弁済する取引をいいます。

- ①当社の加盟店
- ②当社が指定したクレジットカード会社の加盟店
- ③Visa Inc. (以下「国際提携組織」といいます。)と提携した金融機関・クレジット会社の加盟店

- (2) 本規定において「Visaデビットカード」(以下「カード」といいます。)とは、当社が発行する、前項の預金口座のキャッシュカードとしての機能(「カード規定」)、「ICキャッシュカードのご利用に関する取扱い」、「デビットカード取引規定」、「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定」、「Web口座振替受付サービス規定」により定められた機能をい、以下「キャッシュカード機能等」といいます。)とVisaデビットカード取引を行う機能を一体化し、双方の機能を1枚で提供する機能を有するカードをい、Visaデビットカード取引及びVisaデビットカード取引に付随して発生する取引については、本規定が適用され、キャッシュカード機能等を用い定される取引に関しては「カード規定」、「ICキャッシュカードのご利用に関する取扱い」、「デビットカード取引規定」、「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定」、「Web口座振替受付サービス規定」が適用されるものとします。なお、Visaデビットカードは、りそなVisaデビット一体型(ICキャッシュカード(以下、りそなVisaデビットカードといいます)を指します。

3. (カードの発行と管理)

- (1) 当社は、会員に対し、当社が会員氏名・会員番号・カードの有効期限等(以下「カード情報」といいます。)を表示したカードを貸与します。当社は、本カードを当社所定の方法により会員に送付するものとします。
- (2) 会員は、当社からカードを貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
- (3) カードは、カードの署名欄に自署した会員本人以外は使用できないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用・管理するものとします。
- (4) カードの所有権は当社に帰属します。会員は、カードを他人に貸与、譲渡または質入れる等カードの占有を第三者に移転させることや、カード情報を第三者に使用させることは一切できないものとします。
- (5) 当社は、会員のカードまたはカード情報が第三者によって不正使用されている、またはそのおそれがあると判断した場合、会員のカードを無効としたうえで会員に通知し、新たにカードを発行することができるとします。
- (6) 会員は、Visaデビットカード取引に付随して当社が提供する各種サービスを利用する場合、当該サービスの内容によっては、当社が定める手数料を支払わなければならないものとします。
- (7) 当社がカードを送付したにもかかわらず、当社への届出住所にカードが配達されず、または会員がカードを受領せず、あるいは会員が不在である等の理由により、当社にカードが返送された場合、当社は、事由の如何を問わず、当該カードを破棄できるものとします。この場合、会員は、当社にカードが返送された時点で会員資格を失うものとし、カードの発行を希望する場合には、改めて、第1条(1)所定の申込手続を行うものとします。
- (8) 前項の規定は、第19条の規定によりカードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。
- (9) サービス内容の変更等により、新たなカードを当社所定の方法により会員に送付する場合があります。

4. (カードの有効期限)

- (1) カードの有効期限は当社が定めるものとし、カード表面に記載した月の末日までとします。ただし、サービス内容の変更等により、当社が会員に対し新たにカードを発行する場合、カードの有効期限が変更になる場合があります。
- (2) カードの有効期限までに退会の申し出がない会員で、当社が引き続き会員として認めた場合は、契約期間は延長され、当社は、当社の届出住所へ有効期限を更新した新カードを送付し、新カードの表面に記載した月の末日が新たな有効期限となります。
- (3) 有効期限内におけるカード利用によるVisaデビットカード取引の決済については、有効期限経過後においても本規定を適用するものとします。

5. (暗証番号)

- (1) 会員はカードに関するVisaデビットカード取引用の暗証番号(以下「Visaデビット用暗証番号」といいます。)を当社に登録するものとします。
- (2) 会員は、Visaデビット用暗証番号の照会・変更はできません。暗証番号を失念した場合、あるいは変更する場合は、第19条の規定によりカードの再発行手続が必要となります。なお、当社ATMでの変更手続きはできません。
- (3) 会員は、Visaデビット用暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合にはすみやかに本人から当社に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。推測されやすい番号を設定したことによる損害に対し、当社は責任を負わないものとします。

- (4) 会員は、Visaデビット用暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に責のある場合を除き、会員はVisaデビット用暗証番号が使用されて生じた一切の債務、損害等については、自己においてその責を負うものと、当社は一切責任を負わないものとします。

- (5) 本条(2)～(4)の定めにかかわらず、カードのキャッシュカード用の暗証番号を失念した場合の取扱いについては、カード規定が適用されるものとします。

6. (カードの利用方法)

- (1) 会員は、利用店舗等においてカードを提示し、Visaデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）にカード情報を読み取らせ、所定の売上票にカード裏面署名と同じ署名を行うことにより、売買取引等を行うことができます（以下、本項ないし本条(3)の「売買取引等」については、第8条(1)の要件が満たされた場合、Visaデビットカード取引が成立するものとします。）。なお、当社が適当と認めた利用店舗等においては、売上票への署名に代えて、当該利用店舗等に設置されている端末機にカードのVisaデビット用暗証番号を入力する等当社が適当と認める方法により売買取引等を行うことができます。ただし、端末機の故障等の場合、または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していたことがあります。

- (2) コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行う利用店舗等において売買取引等を行う場合には、会員は、カードの提示、売上票への署名に代えて、カード情報をオンライン上で当該利用店舗等に送付する等当社が適当と認める方法により、売買取引等を行うことができます。また、通信販売等を行う利用店舗等において売買取引等を行う場合には、会員は、カード情報をファックスやハガキで当該利用店舗等に送付する等当社が適当と認める方法により、売買取引等を行うことができます。

- (3) 会員は、あらかじめ当社が適当と認めた場合には、会員がカード情報を事前に利用店舗等の営業主（以下「加盟店等」といいます。）に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金の決済を内容とする売買取引等を行うことができます。なお、当該登録内容に変更があった場合、または会員資格を喪失した場合は、会員がその旨を加盟店等へ通知し、決済手段の変更手続きを行うものとします。ただし、Visaデビットカードの種類変更等の理由によりカード番号が変更になった場合等、当社が必要または適当と認めたときは、会員は、当該加盟店等または当社が適当と認める第三者からの要請により当社がカード情報の変更内容を当該加盟店等に通知することあらかじめ承諾するものとします。

- (4) 会員は、あらかじめ端末機等が存在しない利用店舗等においても、当社が適当と認める利用店舗等においては、当社所定の手続・方法等により、売買取引等を行うことができます。この場合、第8条(2)の要件が満たされた場合にVisaデビットカード取引が成立するものとします。

- (5) Visaデビットカード取引の利用金額・利用状況・購入商品・権利・提供を受ける役務の種類によっては、カード利用について、その都度当社の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店等が当社に対してカード利用に関する照会を行うこと、照会に対し回答することあらかじめ承諾するものとします。

- (6) 会員のカード利用状況、または会員の決済状況等から当社が適当でないと判断した場合、カードの利用をお断りすることができるともします。また、高速道路、携帯電話、貴金属・金券類・パソコン等一部の商品の購入については、カードの利用を制限することがあります。

- (7) 当社は、会員のカードが第三者によって不正に使用されるおそれがあると判断した場合、会員のカード利用を一時的に制限、中止、停止することがあります。この場合、会員は、当社が、会員自身または加盟店等を通じて所定の本人確認の調査を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

- (8) カードの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店等との間において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と売買取引等を行った後に、会員と加盟店等との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。

- (9) 会員は、売買取引等の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービスその他の取引の内容およびそれに関する情報が、加盟店等から当社に開示されることを承諾するものとします。

- (10) 会員は、ガードシステム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等の場合には、売買取引等及びVisaデビットカード取引を行うことができない場合があることを異議なく承諾するものとします。当社は、これにより会員に損害等が生じたとしても、これについて何らの責任も負わないものとします。

7. (Visaデビットカード取引の利用限度額)

- 会員は、預金口座の預金残高（総合口座取引規定に基づく当座貸越またはカードローンのご契約がある場合、これらの限度額合計額を加えた金額とします）を超えてVisaデビットカード取引を行うことはできません。ただし、第10条(1)～(3)に該当する場合は除きます。

海外ATMの利用に関しては、総合口座取引規定に基づく当座貸越およびカードローンを利用した引出しはできません。

また、一日当りのご利用限度額は当社所定の金額によるものとします。

8. (Visaデビットカード取引の決済方法)

- (1) 会員が第6条(1)ないし(3)に基づいて、加盟店等と売買取引等を行った場合、加盟店等が当該カード情報を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と利用店舗等とを結ぶ利用店舗等設置の端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされた時点でVisaデビットカード取引が成立するものとします。

- (2) 会員が第6条(4)に基づいて、加盟店等と売買取引等を行った場合、加盟店等が当社の定める所定の手続を行い、当社がカードによるVisaデビットカード取引を承認することをもって、Visaデビットカード取引が成立するものとします。この場合、Visaデビットカード取引が成立した時点をもって、会員から、当社に対して売買取引等債務相当額の預金引落しの指示および当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなします。

- (3) 本案(1)の定めに従い、Visaデビットカード取引が成立した場合、当該時点をもって、会員から、当社に対して売買取引等債務相当額の預金引落しの指示および当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、利用店舗等から当社に送信されるVisaデビットカード取引の利用情報(以下「利用情報」といいます。)に基づ

き、即時に売買取引等債務相当額を預金口座から引き落としします。(以下この手続きを「暫定支払い手続き」、暫定支払い手続きにより処理された売買取引等債務相当額を「暫定引落額」といいます。)

- (4) 前項に定める「暫定支払い手続き」については、「(みなと)ダイレクトバンキング利用規定」および「みなとdeグループアプリ個別規定」に定める本人確認手続きまたは「カード規定」に定めるキャッシュカード用の暗証番号の入力、「普通預金規定」および「総合口座取引規定」に定める預金の払い戻し手続きは不要とします。
- (5) 本条(3)に定める暫定支払い手続きについて、加盟店等との通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、当社は、当該利用情報が当社に到達した後に暫定支払い手続きを行うものとします。
- (6) 本条(3)に定める暫定支払い手続きがなされた後、加盟店等からVisaデビットカード取引に伴う売上確定情報(以下「売上確定情報」といいます。)が当社に到達したときは、当社は、暫定引落額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を国際提携組織に支払います。国際提携組織は、国際提携組織所定の手続きに沿って、売買取引等債務相当額を加盟店等に支払います。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払い手続きを行った際の暫定引落額を下回っていた場合、その差額相当額は預金口座に返金するものとします。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づいて暫定支払い手続きを行った際の暫定引落額を上回っていた場合の処理は第10条(2)の定めによるものとします。
- (7) 本条(2)の定めに基づきVisaデビットカード取引等が行われ、その後売上確定情報が当社に到達した場合、または加盟店等との通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達した場合、当社は当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額について暫定支払い手続きを行い、かつ、国際提携組織への支払いを行います。但し、会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第10条(3)によるものとします。
- (8) 暫定支払い手続き完了後、売上確定情報が当社に到達するまでに会員が返品・解約等によりVisaデビットカード取引をキャンセルした場合、当社は後日、所定の手続きにより暫定引落額を会員の預金口座に返金します。
- (9) 暫定支払い手続き完了後、加盟店等から売上確定情報が到達しない場合、当社は一定期間経過後、暫定引落額を会員の預金口座に返金します。ただし、その後加盟店等から売上確定情報が到達した場合は、本条(7)に準じて、再度、売買取引等債務相当額の暫定支払い手続きを行い、かつ、国際提携組織への支払いを行います。入金手続きが遅れたことにより、貸越利息等が発生した場合にも、当社は責任を負いません。

9. (海外利用代金の決済レート等)

- (1) 日本国外におけるVisaデビットカード取引の決済代金は、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費を加えた当社所定のレート(以下「換算レート」といいます。)で円貨に換算します。また、海外ATMの利用に関しては、ATM設置機関所定の「利用手数料」をいただき、これについても同様に換算レートで円貨換算します。
- (2) 当社は、利用情報が国際提携組織に到達した時点における換算レートに従って暫定支払い手続きを行い、売上確定情報が国際提携組織に到達した時点における換算レートに従って換算された売買取引等債務相当額(以下「最終換算金額」といいます。)を国際提携組織に支払います。この場合、当社は、暫定引落額が最終換算金額を上回る場合は暫定引落額と最終換算金額との差額を預金口座に返金し、最終換算金額が暫定引落額を上回る場合にはその差額をさらに預金口座から引き落とし、最終換算金額を国際提携組織に支払うものとします。

10. (預金口座の残高不足等によるVisaデビットカード取引の決済不能等)

- (1) カードシステムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務額が、カードシステム稼働後に暫定支払い手続きを行う際の預金口座の残高を上回っていた場合、当社は、当該利用情報に基づく暫定支払い手続きを行わず、売買取引に相当する額の全額を国際提携組織に支払ったうえで、会員に対し、当該支払代金の弁済を請求するものとし、会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。
- (2) 加盟店等の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく暫定引落額を上回っていた場合、当社は、すでに暫定引落額分として会員の預金口座から引き落とした金額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該暫定引落額との差額を会員の預金口座から引き落とし、この際に、会員の預金口座の残高が、当該差額金を下回っていた場合、当社は、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額を国際提携組織に支払ったうえで(暫定引落額はその支払の一部に充てるものとする)、会員に対し、当該差額金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該差額金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。
- (3) 第8条(7)に定める場合において、会員の預金口座の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当社は、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額を国際提携組織に支払ったうえで、会員に対し、当該支払代金の全額の弁済を請求するものとし、会員は当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。
- (4) 前各項の定めるところにより、会員の当社に対する立替金債務が発生した場合、その他Visaデビットカード取引及びこれに付随する取引等により会員の当社に対する債務が発生した場合、会員からの弁済金の充当方法は、当社が任意に決定することができるものとします。当社による相殺の場合もこれと同様とします。
- (5) 前各項に定めるところにより、会員の当社に対する債務が発生し、その支払いを遅延した場合、会員のVisaデビットカード取引に関する客観的な取引事実及び当該取引事実に基づく個人情報、当社の加盟する、または今後加盟する個人信用情報機関に当社所定の期間登録され、当社が加盟する、または今後加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、会員の取引事実情報に関する調査のために利用されることに同意するものとします。なお、当社が加盟する個人信用情報機関の名称その他の必要な事項については、当社ホームページ上に掲示する方法または当社所定の方法で会員に通知するものとします。

11. (キャッシュバック)

Visaデビットカードにて国内・海外でのショッピング利用金額をお支払いいただいた場合、当社所定の方法により、本会員の預金口座へキャッシュバックいたします。なお、海外ATM利用分はキャッシュバックの対象外となります。

12. (債権の譲渡)

本会員は、当社が会員に対して有する立替払代金債権を第三者に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

13. (カードの利用・貸与の停止、会員資格の取消しによる退会)

- (1) 当社は、第10条の規定により会員に対する立替金が発生した場合、会員が第10条に定める立替金の弁済を怠る等本規定に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他当社が必要と判断した場合には、何らの通知、催告を要せずして、次の各号の全部、または一部の措置をとることができます。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。
 - ① カード利用の停止。
 - ② カード貸与の停止およびカードの返却請求。
 - ③ 加盟店等に対する当該カードの無効化及びその旨の加盟店等への通知。
 - ④ 預金口座からの出金の停止
- (2) 前項各号の措置は、当社所定の方法によるものとします。
- (3) 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は、何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、会員は、当社の指示に従って直ちにカードを当社へ返却、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。
 - ① 当社への届出事項に関して届出を怠った場合
 - ② 当社への届出事項に関して虚偽の申告をした場合
 - ③ 本規定の各条項のいずれかに違反した場合
 - ④ 本規定に基づく手数料の支払がなされないとき
 - ⑤ 第10条に定める立替金の弁済を怠った場合
 - ⑥ 支払いの停止または、破産・民事再生手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ⑧ 預金その他の当社に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送された場合
 - ⑨ カードの決済状況またはカードの管理が適当でないと当社が判断した場合
 - ⑩ 普通預金規定で定める解約事由に該当した場合
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当然に会員資格は取り消されるものとします。この場合、会員ないし相続人は、当社の指示に従って直ちにカードを当社へ返却、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。これに伴い、会員ないし相続人に損害等が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。
 - ① 会員に相続の開始があったことを当社が認識した場合
 - ② 預金口座が解約された場合
- (5) 会員が(3)⑤に該当する場合において、当該会員が当社に対して普通預金債権、定期預金債権、外貨預金債権その他の債権を有する場合には、当社は、これらの預金等を解約して立替金に充当することができます。

14. (相殺)

当社は、会員に対する普通預金を含む預金等の返還債務と、Visaデビットカード取引にかかる会員の当社に対する未払債務とを相殺することができるものとします。

15. (遅延損害金)

会員は、当社に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年14%の損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日の日割計算とします。

16. (退会等)

- (1) 会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、会員は、当社の指示に従って直ちにカードを返却、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、当社は何らの責任も負わないものとします。
- (2) 前項の場合、会員は会員番号等を登録した加盟店等に対して速やかに決済方法の変更手続を行うものとし、当該加盟店等より通送料等の継続的売上等が発生した場合には、本規定に基づきこれをお支払いいただくものとします。

17. (カードの紛失・盗難、偽造・変造・番号盗用および損害の補てん)

- (1) 会員が、カードの紛失・盗難、偽造・変造・番号盗用(以下「紛失・盗難等」といいます。))により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じる一切の加盟店等の債権については、当社はこれに対応する債務を売買取引等債務とみなして本規定を適用し、本規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします。
- (2) 前項にかかわらず、会員が紛失・盗難等の事実を速やかに当社へ直接電話等により連絡のうえ、所轄の警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合、当社がその連絡を受理した日(以下「受理日」といいます。))の60日前の午前0時からその受理日の翌日以降初めて到来する営業日まで、当社は、当社所定の方法により、発生した損害について、当社が別途定める限度額の範囲内まで補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、その損害を補てんいたしません。
 - ① 紛失・盗難等が会員または会員の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合
 - ② 会員の家族(同居の親族、別居の未婚の子)、同居人、留守人、使用人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用した場合
 - ③ 戦争、地震、核燃料物質(使用済燃料を含みます)の特性等による著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じた場合
 - ④ カードが他人に譲渡・貸与または担保差入れされた間に不正使用された場合や偽造・変造・番号盗用された場合
 - ⑤ 本規定に違反している状況において紛失・盗難等が生じた場合

- ⑥会員が当社の請求する書類の提出を拒む、または提出した書類の内容が虚偽である場合
- ⑦当社が行う不正使用の被害調査に協力しない場合
- (3)会員がカードの紛失・盗難等により他人にカードまたはカード情報を使用した場合、またはそのおそれがある場合、あるいは会員が加盟店等の入力ミス等により誤って預金口座から引き落とされた金額の返金を求める場合、その他事由の如何を問わず、当社が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。
- (4)当社が会員に対し、Visaデビットカード取引に関し、預金口座から当社が引き落とした金額の返金を行う場合、当社所定の手続をもって返金するものとします。

18. (免責)

- (1)当社は、当社の責めに帰すべき事由の如何を問わず、第8条に基づき、当社が返金をする場合、預金利息・損害金をつけません。また、暫定支払い手続きに伴い発生した貸越利息及び損害金は消滅しません。返金手続きの遅れに付随して発生した損害等についても責任を負わないものとします。
- (2)前項のほか、当社が、本規定に定めるサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わず、また、特別の事情に基づく損害については、通常損害及び特別損害を含め、何らの責任も負わないものとします。

19. (カードの再発行)

- (1)当社は、会員がカードの紛失・盗難、毀損・滅失等により、当社所定の届出を行い、カードの再発行を申請した場合、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。
- (2)前項に定めるところに従い当社がカードを再発行する場合、会員は、カード情報が従前のカード情報から変更される場合があることを異議なく承諾するものとします。
- (3)会員がカードの再発行を申請する場合、従来利用していたカードは会員が責任をもって破棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、当社は何らの責任も負わないものとします。

20. (届出事項の変更)

- (1)会員は、当社に届け出た氏名・住所・電話番号等の事項について変更が生じた場合、その他当社が必要と認める場合には、当社所定の方法により遅滞なく変更事項を届け出るものとします。
- (2)前項の届出がないこと、または届出がなされた事項に誤りがあったこと等により、当社からの通知または送付書類その他の物が延着または未着となった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。

21. (サービス内容の改廃及び規定の変更等)

- (1)サービス内容は当社の都合により、変更することがあります。
- (2)本規定は、当社の都合で変更することがあります。規定変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- (3)前各項の改廃および変更については、相応の期間をもって、当社ホームページ等により予告いたします。

22. (準拠法・管轄)

Visaデビットカード取引、その他、本規定に基づくサービスに関する会員と当社との諸契約に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。本規定に関連して訴訟の必要が生じた場合には、神戸地方裁判所を管轄裁判所とします。

23. (規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当社の他の規定、規則その他当社ホームページへ上の掲示内容により取り扱います。

以上
(2022年1月17日現在)

個人情報の取扱いに関する同意条項

＜本同意条項は、りそなVisaデビットカード規定(みなと銀行)の一部を構成します。＞

1. (個人情報の収集・保有・利用)

(1)会員および入会申込者(以下総称して「会員等」といいます。))は、当社における入会の承認の判断、りそなVisaデビットカード規定(みなと銀行)(以下「本規定」といいます)に基づくサービスの提供、入会後の管理、付帯サービス提供のため、次の各号に定める会員等の情報(以下「個人情報」といいます。))を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、入会後の管理には、カードの利用確認、Visaデビットカード取引の案内(決済不能時における売買取引等債務相当額の請求を含みます。))をすることおよび連絡先の確認のために利用することを含むものとします。

- ①氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業等、会員等が当社へ入会申込みにあたって届け出た事項および本規定に基づき会員等が当社に届け出た事項ならびに電話等により問い合わせをして当社が知り得た事項
- ②入会申込日、契約日、会員番号、カード番号、契約店名、商品名、利用金額、利用限度額、当社と会員等との間の契約に関する事項
- ③会員の利用明細、利用状況および決済状況
- ④当社との交渉履歴
- ⑤会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律および当社が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項
- ⑥当社が、会員等または公的機関から、適法または適切な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑦インターネット、官報、職員録、電話帳等不特定多数の者に対して公開されている情報
- ⑧その他会員等から提供された情報

- (2)会員等は、前項に定める目的のほか、当社の定める目的のために、個人情報を利用することに同意します。なお、個人情報の利用目的については、当社のホームページ等で案内しています。
- (3)会員は、会員資格を喪失する等、退会した後においても当社が適当と認める期間中は、本同意条項が適用されることに同意します。

2. (業務委託に伴う個人情報の預託)

当社は、前条(1)および(2)の利用目的遂行のために必要な業務の一部、または全部を業務委託先に委託する場合、保護措置を講じたうえで、会員の個人情報を当該委託先に預託します。当該委託先は、委託を受けた業務遂行に必要な範囲で個人情報を利用します。

3. (保険会社への情報提供)

Visaデビットカード取引に関して、ショッピング保険が付保されている場合、保険適用の際には、保険会社に必要な範囲で個人情報を提供することに同意します。

4. (個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)会員等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、当社への開示請求は、第9条(3)記載の窓口にご連絡ください。また、開示請求手続きについては、当社のホームページ等でお知らせしております。
- (2)開示請求の結果、当社が保有するVisaデビットカード取引に関する個人情報について、万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

5. (個人情報の取扱いに関する同意条項に不同意の場合)

当社は、会員等がカードの入会申込みに必要な事項の記載・申告を希望しない場合、または本同意条項(変更後のものを含みます。))の内容の全部もしくは一部を承諾できない場合、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。

6. (利用・提供中止の申し出)

会員が、第1条(2)に関する個人情報の利用に関して中止を申し出た場合、当社は、カードの送付等を除き、業務運営上支障のない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は、第9条(3)項記載の窓口にご連絡ください。

7. (契約不成立時の個人情報の利用・提供)

当社と会員等との契約が不成立の場合であっても、当社は、会員等が当社に入会申込みをした事実を契約不成立の理由の如何を問わず、第1条に基づき、一定期間利用・提供しますが、それ以外に利用・提供されることはありません。

8. (同意条項の変更)

本同意条項は、法令等に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

9. (お問合せの窓口等)

- (1)購入した商品等に関するお問合せ、ご相談は、カードをご利用された加盟店等にご連絡ください。
- (2)Visaデビットカードの商品性や利用方法に関するお問合せは、当社お問合せ窓口までお願いします。お問合せ先は、当社ホームページをご確認ください。
- (3)個人情報の開示・訂正・削除、利用・提供の中止に関するお問合せ・ご相談は当社お問合せ窓口までお願いします。お問合せ先、手続の詳細は、当社ホームページをご確認ください。

以上
(2022年1月17日現在)

Visa Secure特約

(りそなVisaデビットカード)

1. (申込)

- (1) りそなデビット一体型ICキャッシュカード(以下「本カード」といいます。)はVisa Secure(以下「本サービス」といいます。)を付帯したカードとなります。
- (2) 本サービスの申し込みは本特約を承認のうえ、所定の方法により、専用のパスワードを含む所定の認証情報の登録手続きが完了した方をVisa Secure会員(以下「会員」といいます。)とします。

2. (本サービス)

- (1) 本サービスは、Visa Worldwideの提供する「Visa Secure」を利用可能とするサービスです。会員は、本サービスに対応した加盟店で電子商取引を行う際、本サービスの設定を行うことを通じて登録した専用パスワードまたはワンタイムパスワードを含む認証情報を入力し、もしくは当社による取引電文における情報のリスク判定による認証によって、本サービスを受けることができます。会員は、登録した認証情報および加盟店より送信される取引電文における取引情報及び端末情報等が、本サービスの認証情報として利用されることに同意します。

3. (会員資格の喪失)

- (1) 次のいずれかに該当する場合、本サービスは会員から退会の申し出なく自動的に退会となり、本特約も終了します。
なお、本サービスは、次のいずれかの場合以外の方法により、会員が任意に退会することはできません。
 - ① Visaデビットの決済口座である預金口座を解約した場合
 - ② 本カードを解約した場合
- (2) 次のいずれかに該当する場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合には、当社は本サービスを解約することができるものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。
 - ① 会員について、支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
 - ② 会員が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ③ 住所変更を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって当社において会員の所在が不明になったとき
 - ④ 会員が「りそなVisaデビットカード規定(みなと銀行)」に違反する等、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

4. (免責)

- (1) 本サービスによるショッピングに関して生じた損害は補てんしません。
- (2) 当社は、ホームページに公開するなど所定の方法で会員に通知することにより、本サービスを任意に中止できるものとします。その結果、会員に不利益が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。

5. (サービス内容の改廃及び本特約の変更等)

- (1) サービス内容は当社の都合により、変更することがあります。
- (2) 本特約は、当社の都合で変更することがあります。特約変更日以降は変更後の特約に従うものとし、この変更によって生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- (3) 前各項の改廃および変更については、相応の期間をもって、当社ホームページ等により予告いたします。

6. (規定の準用)

本特約に特段の定めのない事項のうち、キャッシュカード機能については「カード規定」「ICキャッシュカードのご利用に関する取扱い」「デビットカード取引規定」「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定」および「Web口座振替受付サービス規定」を、Visaデビット機能については「りそなVisaデビットカード規定(みなと銀行)」を、みなとdeグループアプリについては「みなとdeグループアプリ個別規定」をそれぞれ準用するものとします。

以 上
(2022年1月17日現在)

MEMO

MEMO